

今こそ変えるぞ！ 再審法

第12回 再審法改正の国会審議の状況について（前編）

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀（49 期）

1 刑訴法第4編「再審」（以下、「再審法」という）の改正について、法制審議会は、本年2月12日に「刑事再審手続に関する要綱（骨子）」（以下、「要綱（骨子）」という）を採択し、法務大臣に答申した。

しかし、要綱（骨子）の内容は、①「再審の請求についての調査手続」を新たに設けたこと、②証拠開示について、裁判所に提出する方法として、その対象を「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」に限定したこと、③開示証拠の目的外使用を禁止したこと、④再審開始決定に対する検察官の不服申立をそのまま維持したこと等、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするという再審法改正の目的に沿ったものではなく、かえって今まで以上に救済を困難にしかねないものであった（当会の同日付の「刑事再審手続に関する法制審答申に反対し、議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明」を参照*1）。

2 要綱（骨子）に基づき、政府の再審法改正法案が作成され、本年3月下旬から、自民党の事前審査が行われた。「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下、「議連」という）所属の議員を中心として、政府案に対して激しい反発が巻き起こり、政府は4月中の閣議決定・国会提出を目指していたが、自民党の法務部会・司法制度調査会の合同会議で承認を得られず、3度にわたって異例の修正が行われた。

その結果、①再審開始決定に対する検察官の不服申立は原則として禁止し、再審開始決定を覆すに足る「十分な根拠」がある場合に限って例外的に不服申立を認める、②調査手続において、「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」に請求を棄却する旨の規定を削除する、という修正が行われた。

3 本年5月15日、自民党の事前審査で修正された再

審法改正案について、政府は閣議決定を行い、衆議院に提出した。

自民党の事前審査による修正は、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするための再審法改正の目的からすれば、一歩前進ではあったが、なお不十分なものであった。

特に、証拠開示の規定について、自民党の事前審査ではほとんど修正がなされなかったため、①請求人側に対して証拠が直接開示される規定が存在しないこと、②裁判所の職権により、再審請求理由との「関連性」とは無関係に幅広く証拠が開示される規定が存在しないこと、③請求人側に送致目録が開示される規定が存在せず、証拠一覧表もインカメラで裁判所にしか開示されないこと等の問題があった。

また、請求人側に開示された証拠の目的外使用の禁止については、委縮効果の問題点が指摘されながら、そのまま維持されていた。

4 衆議院の審議では、議連に所属する与党議員のほか、野党議員を中心にして上記の点について質疑が行われ、政府案の修正協議も行われた。

その結果、①改正法の施行後5年毎に見直しを検討する対象として、証拠一覧表の開示と目的外使用の禁止について付則に明記する、②裁判所が証拠の提出や開示を勧告し、検察官が任意で応じている現在の実務運用について、引き続き適切に行うことを付則に明記する、という修正が行われた。

このような付則の修正では、上記の証拠開示や目的外使用の禁止の問題点を解消するためには極めて不十分であることは明白である。しかし、一部野党の賛成もあり、同年6月16日に衆議院で可決され、参議院に送付された。

えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするための再審法改正を実現するために、参議院において、さらなる充実した審議と修正が望まれる。

* 1 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-774.html>